

事業主各位



税理士 司法書士 土地家屋調査士 行政書士

山崎 利一

910-0854 福井市御幸 4-10-11

Tel0776-23-1500 Fax 0776-23-7311



マイナンバーの規程について

マイナンバーは、国が住民票をもっているすべての人に1つの番号を付して、税や社会保障等の分野で効率的に情報を管理するための制度です。

法人や個人事業主等の企業が、従業員などからマイナンバーを収集しなければならない理由は、税や社会保障関係の事務手続きを行う場合に、対象となる従業員等のマイナンバーを記載して提出する必要があるからです。

企業はこのマイナンバーを特定個人情報として、「**収集・保管・利用・破棄**」の方法を定めた**規程を作成する必要があります**。概要は次のとおりです。

収集

マイナンバーを集めるときには、その利用目的を従業員等に通知又は公表して示す必要があります。

また、収集当初に示した目的以外にマイナンバーを利用する事も禁止されています。

保管

マイナンバーを取り扱う事務責任者や担当者を明確にし、その者に対しマイナンバーについての教育と監督を行う必要があります。

保管場所についても金庫等に施錠する事や、事務処理を行う時にも、担当者以外の目に触れないような措置を講ずる必要があります。

利用

主に税（税務当局に提出する申告書、届出書、調書などに記載）や社会保障（年金、健康保険、雇用保険などの手続きに記載）

破棄

従業員の退職等により対象者のマイナンバーが必要でなくなったときには、保存期間経過後に、マイナンバーの漏えいがないようにして破棄する必要があります。

当事務所にてマイナンバーに関する規程の作成・販売をしておりますので、不明点や規程の作成等ご要望がございましたら、当事務所担当者までお問合せ下さい。

尚、規程を作成済みの場合にも、規程に沿った運用がなされているか、確認をお願い致します。